

令和3年9月10日

保護者の皆様へ

北広島市長 上野 正三

## 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための家庭保育のお願いについて（期間延長）

日頃より本市保育行政の推進にご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

北海道に発令されております「緊急事態宣言」が令和3年9月30日（木）まで延長されることとなりました。つきましては、保育施設等における密集の緩和のため、下記のとおり引き続き可能な範囲での家庭保育にご協力いただきますようお願いいたします。

お子さんや保護者の皆様はもちろん、施設職員の健康や命を守るため、ご理解とご協力をよろしくようお願いいたします。

### 記

#### 1 家庭保育について

令和3年8月27日（金）から9月30日（木）までの間、保護者が家庭で監護できる場合など可能な範囲での家庭保育にご協力をお願いいたします。

保育が必要な方におかれましては、通常どおり各保育施設・学童クラブで受入れを行います。

また、今後の情勢により期間等が変更となる場合は、改めてお知らせいたします。

※認定子ども園（教育認定）、幼稚園については、対応が異なる場合がありますので、ご利用中の施設にご確認をお願いします。

#### 2 保育料・学童保育料について

令和3年8月27日（金）から9月30日（木）までの期間に登園（登所）しなかった場合は、理由を問わず日割り計算により減額いたします。詳しくは、別途お配りする資料をご覧ください。

※認定子ども園、地域型保育事業所、幼稚園については、ご利用中の施設にご確認をお願いします。

#### 3 その他

引き続き、ご家庭でのお子さんの体調管理に十分留意するとともに、在籍している保育施設等との情報共有の徹底をお願いいたします。

お子さんに発熱や呼吸器症状の発症などの体調不良時には保育施設等の利用はできません。

なお、利用ができない期間は、発熱等が認められた場合は解熱後24時間が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでとなります。

また、保育施設等への連絡が必要な場合については、裏面をご確認ください。

保育施設等への連絡について（保育施設をお休みいただくことについて）【再掲】

保育施設への連絡事由		お休みいただく期間
(1)	お子さんが新型コロナウイルス感染症に感染した場合	治癒または保健所等から指示のあった健康観察期間の間
(2)	同居のご家族が感染した場合・お子さんが濃厚接触者に特定された場合	感染者と最後に接触してから 2 週間または保健所等から指示のあった健康観察期間の間
(3)	同居のご家族が濃厚接触者に特定された場合	保健所等から指示のあった健康観察期間の間 (本来お子さんに行動の制限はありませんが、保育施設等におきましては密集・密接を避けられないことから感染拡大防止のための措置としてご理解ください。)
(4)	お子さんまたは同居のご家族が PCR 検査等を受ける場合	検査結果（陰性）が判明するまでの間

\*健康観察期間の間や検査結果が判明するまでの間は、健康観察等の対象となった方がお子さんの送迎をすることはお控えください。

\*認定こども園（教育認定）、幼稚園については、対応が異なる場合がありますので、ご利用中の施設にご確認をお願いします。

【問い合わせ】保育施設について 子ども家庭課（電話 372-3311 内線 2208）

学童クラブについて 子育て・学童担当（電話 372-3311 内線 2203）